

農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件の一部を改正する件について

令和8年6月
農林水産省農産局

1 改正の趣旨

農産物検査の合理化を図るため、外国産農産物の小麦、はだか麦、大麦（以下「外国産麦」という。）における水分の測定方法について見直しを行う。

2 改正の内容

農産物検査法施行規則（平成13年3月14日農林水産省告示第332号）第6条第2項及び第8条第2項において、農産物検査の方法は標準計測方法により行うこととされている。

現行の標準計測方法では、外国産麦の水分測定は常圧加熱乾燥法（手動による作業）のみとなっており、電気水分計による測定は認めていないところ。

これは、外国産麦については、これまでは電気水分計を使用した場合、大きな誤差が生じていたことを踏まえたものである。

現在、外国産麦用の電気水分計は、検査現場で測定の補助として使用されているところであるが、

- ① 常圧加熱乾燥法との測定誤差がおおむね0.5%以内と精度が向上していること
- ② 検査業務の簡素化が図られること

から、外国産麦にも同水分計を用いて測定できることとする。

3 施行期日

令和8年6月30日

○農林水産省告示第八百六十六号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、平成十三年農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第 2 章 後	第 2 章 編
<p>第 2 計測方法 (略)</p> <p>1 水分 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気水分計による測定方法 電気水分計による測定方法とは、試料の電気的特性値を測ることによって間接的に試料の水分含有量を測定する方法をいう。</p> <p>① 適用品目 もみ、玄米、精米、<u>小麦</u>、<u>大麦</u>、<u>はだか麦</u>、大豆、小豆、<u>いんげん及びそば</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～15 (略)</p>	<p>第 2 計測方法 (略)</p> <p>1 水分 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気水分計による測定方法 電気水分計による測定方法とは、試料の電気的特性値を測ることによって間接的に試料の水分含有量を測定する方法をいう。</p> <p>① 適用品目 もみ、玄米、精米、<u>国内産小麦</u>、<u>国内産大麦</u>、<u>国内産はだか麦</u>、大豆、小豆、<u>いんげん及びそば</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～15 (略)</p>

附 則

この告示は、令和八年六月三十日から施行する。